

第2次北海道男女平等参画基本計画体系及び平成27年度重点事項一覽

※「基本方向」及び「施策の方向」の色部分を平成27年度の重点事項の項目とする。

【 目 標 】	【 基本 方向 】	【 施 策 の 方 向 】	【 重 点 事 項 の 内 容 】	【主な関係部】
Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革	1 男女平等参画の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報・啓発活動の充実 (2) 調査の充実 (3) 情報収集・提供の充実 (4) メディア等における男女平等の理念への配慮 (5) 国際交流・国際理解・国際協力の促進 	<p>◆だれもが男女平等参画の理念や社会的性別の視点についての正しい理解、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、様々な機会を通じ、多様な媒体を有効に活用して、きめ細かな広報・啓発活動を積極的に行う。</p>	環境生活部 経済部 教育庁
	2 男女平等の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 社会における男女平等教育の推進 	<p>◆男女が生涯を通じ、個人の尊厳と男女平等の意識を高めることができるよう、関係機関と連携し、生涯にわたって学校、社会などあらゆる機会、あらゆる場所において、男女平等の教育、学習機会の充実を図る。</p>	環境生活部 教育庁
	3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> (1) 性の尊重についての認識の浸透 (2) 女性への暴力等の根絶についての認識の浸透 	<p>◆男女が互いの性を尊重し、人間尊重と男女平等の精神に基づく異性観を育成するため、学習機会の提供や広報活動の充実にも努めるとともに、児童生徒の発達に応じ、性に関する科学的な知識を身につけ、生命の大切さを理解し、自覚と責任を持った行動がとれるよう、学校における性教育の充実を図る。 また、女性への暴力等に関する相談窓口を周知するとともに、家庭内での配偶者やパートナーへの暴力だけでなく、若年層の恋人間の暴力も、性の尊重を阻害する決して許されない行為であることを特に若年層に対して啓発するなど、女性への暴力等の根絶についての認識の浸透を図る。</p>	環境生活部 総務部 総合政策部 保健福祉部 教育庁 警察本部
Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等への女性の登用の促進 (2) 役職等への女性の登用の促進 	<p>◆男女平等参画社会の実現に向け、企業や各種団体等の職場において役職等への女性登用の促進が図られるよう関係機関等への理解と協力を働きかけ、政策・方針決定過程への女性参画の拡大に努める。</p>	環境生活部 総務部 教育庁 警察本部
	2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭生活への男女の平等参画の促進 (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発 (3) 育児、介護の支援体制の充実 	<p>◆仕事と育児、介護等家庭生活との両立について意識啓発を進めるとともに、制度の定着促進に向け啓発を進める。また、関係機関と連携して、企業等における仕事優先の組織風土を変え、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行う。 また、男性と女性とともに、仕事と育児・介護の両立ができるよう、育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、様々な家庭の事情や多様な就業形態に対応した、育児・介護の支援体制の充実を図る。</p>	環境生活部 保健福祉部 経済部 教育庁
	3 就労等の場における男女平等の確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (2) 職業能力開発の充実 (3) 再就業への支援 (4) 多様な働き方への支援 (5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 	<p>◆就労の場において、性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性が男性と均等な機会の下で働き、生活ができるよう募集・採用、配置・昇進などの男女差別・賃金格差など男女間の公平な処遇の是正に努める。 また、パートタイム労働者や派遣労働者等と正規労働者との均衡のとれた待遇の確保のため、企業等に対し、理解と協力を求める。</p>	環境生活部 総務部 総合政策部 経済部
	4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進 (2) 農林水産業・自営業における労働環境の整備 	<p>◆農林水産業・自営業における性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行や慣習の解消を図るため、啓発の充実にも努める。 また、女性農業者が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、女性認定農業者の育成支援に努めるなど、女性の社会参画・経営参画の促進を図る。</p>	環境生活部 経済部 農政部 水産林務部
	5 地域社会における男女平等参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動の促進 (2) NPO等の市民活動の促進 (3) 地域リーダーの養成 (4) 社会活動拠点の充実 	<p>◆男女平等参画に係る地域活動のリーダーの養成が促進されるよう研修等の充実を図る。</p>	環境生活部 教育庁
	6 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶(女性へのあらゆる暴力の根絶)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実 		
Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学習機会の提供、充実 (2) 生涯学習関連施設の充実 (3) 学習情報の提供機能や相談体制の充実 		
	2 生涯にわたる健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 保健医療体制の充実 (3) 母子保健の推進 (4) 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進 		
	3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがいと社会参加の促進 (2) 経済的安定の確保と住環境の整備 (3) 介護・看護サービスの充実 (4) 障がいのある人への配慮 	<p>◆高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めるとともに、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進に努める。また、高齢者等が日常生活や移動上の支障を感じない安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	環境生活部 総合政策部 保健福祉部 経済部 建設部 教育庁
	4 相談・支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談業務の充実 (2) 相談・支援機能の充実 		